



宮 崎 県 公 報

令和 6 年 12 月 12 日 (木曜日) 号外 第 55 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

人事委員会規則

○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

頁

○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 3

人事委員会規則

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 12 月 12 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第19号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第6条関係）				別表第1（第6条関係）			
職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員	職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員
	円	円	[略]		円	円	[略]
1年未満	<u>369,500</u>	<u>51,100</u>		1年未満	<u>370,400</u>	<u>51,600</u>	
1年以上2年未満	<u>369,500</u>	<u>51,100</u>		1年以上2年未満	<u>370,400</u>	<u>51,600</u>	
2年以上3年未満	<u>369,500</u>	<u>51,100</u>		2年以上3年未満	<u>370,400</u>	<u>51,600</u>	
3年以上4年未満	<u>369,500</u>	<u>51,100</u>		3年以上4年未満	<u>370,400</u>	<u>51,600</u>	
4年以上5年未満	<u>369,500</u>	<u>51,100</u>		4年以上5年未満	<u>370,400</u>	<u>51,600</u>	
5年以上6年未満	<u>369,500</u>	<u>51,100</u>		5年以上6年未満	<u>370,400</u>	<u>51,600</u>	
6年以上7年未満	<u>369,500</u>	<u>49,300</u>		6年以上7年未満	<u>370,400</u>	<u>49,800</u>	
7年以上8年未満	<u>369,500</u>	<u>47,500</u>		7年以上8年未満	<u>370,400</u>	<u>48,000</u>	
8年以上9年未満	<u>369,500</u>	<u>45,700</u>		8年以上9年未満	<u>370,400</u>	<u>46,200</u>	
9年以上10年未満	<u>369,500</u>	<u>43,900</u>		9年以上10年未満	<u>370,400</u>	<u>44,400</u>	
10年以上11年未満	<u>369,500</u>	<u>42,100</u>		10年以上11年未満	<u>370,400</u>	<u>42,600</u>	
11年以上12年未満	<u>369,500</u>	<u>40,300</u>		11年以上12年未満	<u>370,400</u>	<u>40,800</u>	
12年以上13年未満	<u>369,500</u>	<u>38,500</u>		12年以上13年未満	<u>370,400</u>	<u>39,000</u>	
13年以上14年未満	<u>369,500</u>	<u>36,700</u>		13年以上14年未満	<u>370,400</u>	<u>37,200</u>	
14年以上15年未満	<u>369,500</u>	<u>35,300</u>		14年以上15年未満	<u>370,400</u>	<u>35,800</u>	
15年以上16年未満	<u>369,500</u>	<u>33,900</u>		15年以上16年未満	<u>370,400</u>	<u>34,400</u>	
16年以上17年未満	<u>365,500</u>	<u>32,500</u>		16年以上17年未満	<u>366,400</u>	<u>33,000</u>	
17年以上18年未満	<u>361,500</u>	<u>31,100</u>		17年以上18年未満	<u>362,400</u>	<u>31,600</u>	
18年以上19年未満	<u>357,500</u>	<u>29,700</u>		18年以上19年未満	<u>358,400</u>	<u>30,200</u>	
19年以上20年未満	<u>353,500</u>	<u>28,300</u>		19年以上20年未満	<u>354,400</u>	<u>28,800</u>	
20年以上21年未満	<u>349,500</u>	<u>26,900</u>		20年以上21年未満	<u>350,400</u>	<u>27,400</u>	
21年以上22年未満	<u>333,800</u>	<u>26,300</u>		21年以上22年未満	<u>336,400</u>	<u>26,800</u>	
22年以上23年未満	<u>316,600</u>	<u>25,700</u>		22年以上23年未満	<u>320,400</u>	<u>26,200</u>	
23年以上24年未満	<u>299,900</u>	<u>24,700</u>		23年以上24年未満	<u>303,900</u>	<u>25,200</u>	

24年以上25年未満	283,000	24,100
25年以上26年未満	266,100	23,500
26年以上27年未満	245,300	22,900
27年以上28年未満	224,900	22,300
28年以上29年未満	204,500	21,500
29年以上30年未満	183,700	21,200
30年以上31年未満	161,800	20,800
31年以上32年未満	139,900	20,200
32年以上33年未満	118,200	19,300
33年以上34年未満	88,200	18,400
34年以上35年未満	58,400	17,700

[略]

別表第 2 (第 7 条の 2 関係)

職員の区分 期間の区分	2 項職員	3 項職員
	円	[略]
1 年未満	35,800	
1 年以上 2 年未満	35,800	
2 年以上 3 年未満	35,800	
3 年以上 4 年未満	35,800	
4 年以上 5 年未満	35,800	
5 年以上 6 年未満	35,800	
6 年以上 7 年未満	34,500	
7 年以上 8 年未満	33,300	
8 年以上 9 年未満	32,000	
9 年以上 10 年未満	30,700	
10 年以上 11 年未満	29,500	
11 年以上 12 年未満	28,200	
12 年以上 13 年未満	27,000	
13 年以上 14 年未満	25,700	
14 年以上 15 年未満	24,700	
15 年以上 16 年未満	23,700	
16 年以上 17 年未満	22,800	
17 年以上 18 年未満	21,800	
18 年以上 19 年未満	20,800	
19 年以上 20 年未満	19,800	
20 年以上 21 年未満	18,800	
21 年以上 22 年未満	18,400	
22 年以上 23 年未満	18,000	
23 年以上 24 年未満	17,300	
24 年以上 25 年未満	16,900	
25 年以上 26 年未満	16,500	
26 年以上 27 年未満	16,000	
27 年以上 28 年未満	15,600	
28 年以上 29 年未満	15,100	
29 年以上 30 年未満	14,800	
30 年以上 31 年未満	14,600	
31 年以上 32 年未満	14,100	
32 年以上 33 年未満	13,500	
33 年以上 34 年未満	12,900	
34 年以上 35 年未満	12,400	

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

24年以上25年未満	287,400	24,600
25年以上26年未満	270,900	24,000
26年以上27年未満	251,400	23,400
27年以上28年未満	231,900	22,800
28年以上29年未満	212,400	22,000
29年以上30年未満	192,900	21,700
30年以上31年未満	172,400	21,300
31年以上32年未満	151,900	20,700
32年以上33年未満	131,400	19,800
33年以上34年未満	109,900	18,900
34年以上35年未満	88,400	18,200

[略]

別表第 2 (第 7 条の 2 関係)

職員の区分 期間の区分	2 項職員	3 項職員
	円	[略]
1 年未満	36,100	
1 年以上 2 年未満	36,100	
2 年以上 3 年未満	36,100	
3 年以上 4 年未満	36,100	
4 年以上 5 年未満	36,100	
5 年以上 6 年未満	36,100	
6 年以上 7 年未満	34,900	
7 年以上 8 年未満	33,600	
8 年以上 9 年未満	32,300	
9 年以上 10 年未満	31,100	
10 年以上 11 年未満	29,800	
11 年以上 12 年未満	28,600	
12 年以上 13 年未満	27,300	
13 年以上 14 年未満	26,000	
14 年以上 15 年未満	25,100	
15 年以上 16 年未満	24,100	
16 年以上 17 年未満	23,100	
17 年以上 18 年未満	22,100	
18 年以上 19 年未満	21,100	
19 年以上 20 年未満	20,200	
20 年以上 21 年未満	19,200	
21 年以上 22 年未満	18,800	
22 年以上 23 年未満	18,300	
23 年以上 24 年未満	17,600	
24 年以上 25 年未満	17,200	
25 年以上 26 年未満	16,800	
26 年以上 27 年未満	16,400	
27 年以上 28 年未満	16,000	
28 年以上 29 年未満	15,400	
29 年以上 30 年未満	15,200	
30 年以上 31 年未満	14,900	
31 年以上 32 年未満	14,500	
32 年以上 33 年未満	13,900	
33 年以上 34 年未満	13,200	
34 年以上 35 年未満	12,700	

[略]

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月12日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第20号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の 200 (給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員(次号において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の 240)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の95(特定管理職員にあっては、100分の 115)</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>6月に支給する場合には、100分の 200(給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員(以下この号及び次号において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の 240)、12月に支給する場合には100分の 220(特定管理職員にあっては、100分の 260)</u></p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>6月に支給する場合には、100分の95(特定管理職員にあっては、100分の 115)、12月に支給する場合には100分の 105(特定管理職員にあっては、100分の 125)</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

